

第7章 評価方法

本計画に記載された施策・事業の取組み状況については、概ね5年ごとに取組み状況の調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画の見直し等を行うものとします。

1. 指標の設定

計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示する観点から、指標を設定します。

本計画で目指す都市機能や居住の維持・誘導に向けた定量的な目標を示す「評価指標」と、施策の取組み状況や効果発現状況を確認するための「管理指標」を設定します。

「評価指標」には、本計画の目標年次である概ね20年後の平成47年を最終年次、平成37年を中間年次として目標値を設定します。「管理指標」には目標値を設けませんが、その動向を確認することで、施策や計画の見直しに活かすものとします。

(1) 都市機能誘導の指標

① 評価指標

都市機能誘導方針をふまえ、評価指標と目標値を、以下の通り設定します。

都市機能誘導方針	評価指標		
	基準値	目標値	
		H37	H47
○中心部における既存の都市機能の維持・誘導と、さらなる都市機能の誘導によるにぎわいの創出 →二次救急輪番制参加病院、高齢者健康増進施設、博物館相当施設、店舗面積10,000㎡を超える店舗	A-1 中心市街地の歩行者・自転車通行量		
	20,068人 (H27)	23,000人	23,000人
○生活の拠点となる各地域における日常生活を支える都市機能の充実 →店舗面積1,000㎡を超え10,000㎡以下の生鮮食品を扱う店舗	A-2 店舗面積1,000㎡を超える生鮮食品を扱う店舗等*の徒歩圏人口カバー率		
	41% (H27)	46%	51%
○弘前の求心力を支える広域的な都市機能の維持 →高校、大学、大学附属の小・中学校	A-3 中弘南黒地区内の弘前市内通学者の割合		
	84% (H22)	84%	84%

→：誘導対象となる誘導施設

*店舗面積の50%で生鮮食品を含む食料品を扱う店舗及び百貨店・総合スーパーを含む

②管理指標

都市機能誘導方針をふまえ、管理指標を以下の通り設定します。

都市機能誘導方針	管理指標	
	基準値	
○中心部における既存の都市機能の維持・活用と、さらなる都市機能の誘導によるにぎわいの創出 →二次救急輪番制参加病院、高齢者健康増進施設、博物館相当施設、店舗面積 10,000 m ² を超える店舗 ○弘前の求心力を支える広域的な都市機能の維持 →高校、大学、大学附属の小・中学校	B-1 高次都市機能誘導施設数 基準値 (H28)	病院 3 施設 高齢者健康増進施設 1 施設 博物館相当施設 0 施設 10,000 m ² を超える店舗 4 施設 高校・大学・大学附属の小・中学校 12 施設
○生活の拠点となる各地域における日常生活を支える都市機能の充実 →店舗面積 1,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下の生鮮食品を扱う店舗	B-2 生鮮食品を扱う店舗を有する都市機能誘導区域数 (学園地区除く) 基準値 (H28)	1,000 m ² 超の店舗 8 / 13 区域 1,000 m ² 以下を含む店舗 13 / 13 区域

(2) 居住誘導の指標

①評価指標

居住誘導方針をふまえ、評価指標と目標値を、以下の通り設定します。

居住誘導方針	評価指標		
	基準値	目標値	
		H37	H47
○都市機能や公共交通の維持に資する移住・定住等の推進による人口の確保 ○冬でも快適に暮らせる、積雪の多い地方都市に適した居住環境の創出	A-4 居住誘導区域内の人口密度 47.7 人/ha (H27)	47.7 人/ha	47.7 人/ha
○居住エリアや都市機能の立地と連動した、より効果的な公共交通の構築	A-5 公共交通や徒歩・自転車を主な交通手段とする人の割合 36.7% (H22)	39.5%	42.2%

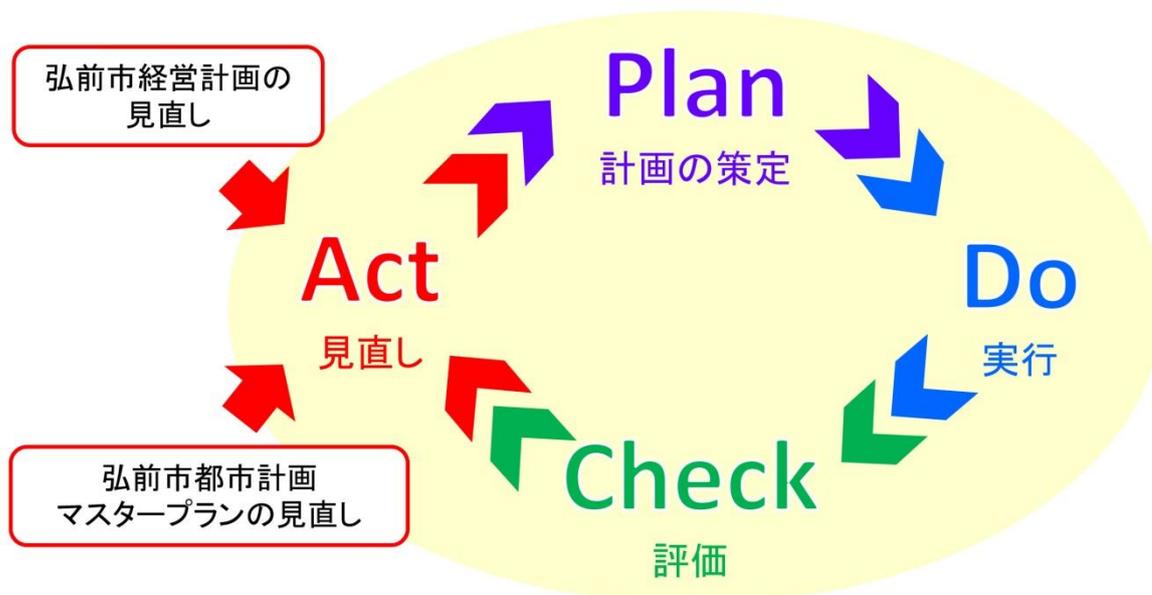
②管理指標

居住誘導方針をふまえ、管理指標を以下の通り設定します。

居住誘導方針	管理指標	
	基準値	
○都市機能や公共交通の維持に資する移住・定住等の推進による人口の確保	B-3 居住誘導区域外における住宅建設戸数 基準値 227 戸 (H27・市街化区域外)	
○冬でも快適に暮らせる、積雪の多い地方都市に適した居住環境の創出	B-4 冬期間における生活に対する満足度 基準値 16.8% (H27)	
○居住エリアや都市機能の立地と連動した、より効果的な公共交通の構築	B-5 公共交通利用に対する満足度 基準値 31.7% (H27)	

2. モニタリング計画

立地適正化計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、概ね 5 年ごとに評価を行い、必要に応じ見直しを行う、動的な計画として運用するものです。このことから、定期的なモニタリングを行い、弘前市経営計画や弘前市都市計画マスタープランの見直しと連携し、Plan（計画の策定）－ Do（実行）－ Check（評価）－ Act（見直し）のPDCAサイクルの考え方により適切な進行管理に努めます。



(1) モニタリングの方法と結果の活用

今後予測される急激な人口減少は、弘前市街地の活力や生活環境に大きな影響をもたらします。持続可能なまちを維持するためには、評価指標・管理指標等から効果発現状況を把握し、状況に応じた施策を講じたり、計画の見直しを行っていくことが重要となります。特に、居住密度の低下など、都市機能の維持・誘導や公共交通の維持などに影響を及ぼす可能性が生じた場合は、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定も含めた計画の見直しを検討します。

(2) モニタリングの体制

公正かつ専門的な第三者としての立場から評価を行うことも重要であるとされていることから、「実施状況」及び「効果発現状況」については、適宜、弘前市都市計画審議会に報告します。